

# 教育厚生常任委員会 会 議 録

期日：令和3年12月9日（木）

場所：大曲庁舎 大会議室

# 大仙市教育厚生常任委員会会議録

日 時 令和3年12月9日（木曜日） 午前9時58分 ～ 午前11時52分

会 場 大会議室

出席委員（7人）

委員長	大山利吉	副委員長	戸嶋貴美子
委員	佐藤隆盛	委員	挽野利恵
委員	石塚 柏	委員	渡邊秀俊
委員	金谷道男	委員	後藤 健

欠席委員等（1人） 委員長 大山利吉

説明のため出席した者

教 育 長	伊藤 雅己	健康福祉部長兼福祉事務所長	佐々木 隆幸
教育委員会事務局長	築地 高	社会福祉課長	佐藤 和博
次長兼教育総務課長	田口 広龍	社会福祉課参事	田口 幸
次長兼教育指導課長	高橋 規子	社会福祉課参事	大野 暁佳
教育指導課参事	風登 紀英	子ども支援課参事	鎌田 法顕
総合市民会館長	品川 雄喜	子ども支援課参事	八嶋 洋晃
コロナワクチン対策室長	佐藤 直文	コロナワクチン対策室室長待遇	佐藤 正規

議会事務局職員出席者

議事班参事 : 齋 藤 孝 文

案件

- (1) 議案第116号「令和3年度大仙市一般会計補正予算（第6号）」
- (2) 議案第118号「令和3年度大仙市一般会計補正予算（第7号）」
- (3) 陳情第1号「安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康を守る

ため国に意見書提出を求める陳情」

- (4) 陳情第2号「精神保健福祉の改善について国に意見書提出を求める陳情」
  - (5) 陳情第3号「安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康をまもることを国に求める意見書提出の陳情」
  - (6) 陳情第4号「介護をする人・受ける人がともに大切にされる介護保険制度への転換を求める国への意見書提出の陳情」
  - (7) 人工透析を要する要介護高齢者が一般の要介護高齢者同様、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入居できるよう介護保険制度の改定を求める意見書
-

( 午前9時58分 開 会 )

○副委員長（戸嶋貴美子） おはようございます。

本日は、年末の大変ご多用のところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

大山委員長に事故がありましたので、副委員長の私が議事進行を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

ただいまから、教育厚生常任委員会を開会いたします。

欠席の届け出が22番大山委員長からありますので、ご報告いたします。

審査にあたり、委員の席につきましては、ただいまご着席の席を指定いたします。なお、正式な委員席につきましては、あらためて大山委員長より指定していただくことといたします。

今時定例会にて当委員会に付託された事件につきましては、別紙日程表のとおり審査いたしますので、よろしく願いいたします。

補正予算の説明及び質疑については、課ごとに行い、討論・表決につきましては、最後一括で行うことにいたします。

なお、皆さまにお願いがございます。正確な会議録作成のため、発言の際は、必ずマイクのスイッチを入れてからお願いいたしたいと存じます。

皆さま、ご質問等はございませんでしょうか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

これより健康福祉部の所管事項について審査いたしますが、審査に入ります前に、佐々木健康福祉部長よりご挨拶をお願いします。佐々木部長、よろしく願いいたします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（佐々木隆幸） 皆さまおはようございます。委員の皆さまにおかれましては、ご多忙のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から健康福祉部所管の事務につきましては、ご指導ご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本日、ご審議をいただく案件は、通常分の補正予算としましては、社会福祉課が2件、子ども支援課が2件、コロナワクチン対策室が1件であります。それから追加分の補正予算でありますけれども、社会福祉課と子ども支援課それぞれ1件ずつとなっております。

す。この後、担当課長等が内容につきましてご説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に一点だけ私の方からご報告があります。今年6月に秋田県と大仙市が誘致企業に認定しましたコールセンター業務などを手掛がけております「株式会社エスプール」という会社がありますが、イオンモール大曲2階の方に事務所を設置しております。

この会社ですが、行政手続き等に関する窓口業務を展開する計画を持っておられます。

こうしたことから、市とエスプールが協議した結果、市民部市民課の業務、マイナンバーカードの取得手続き、それと健康福祉部とタニタで共同で進めております「健幸まちづくりプロジェクト」の活動量計の取得の手続き、この二つの業務につきまして、窓口を設置しまして、民間によるサービスの実証実験を行うことになったところでありま

す。このことから、契約等の事務手続き等をこれから行いまして、12月下旬から業務をスタートする現段階の予定でありまして、関係部署等で現在準備等を進めてるところであります。

この実証実験の期間であります、1年程度ということでは来年の11月末までの予定であります。

なお、エスプールが実施します窓口サービスの場所にはですね、市民課業務をはじめ、各部所の制度の届け出に関するチラシ、パンフレット、これを備え付ける予定であります。

以上、報告であります。

それでは、健康福祉部の補正予算案のご審議をよろしくお願い申し上げます、あいさつを終わります。よろしくお願いいたします。

○副委員長（戸嶋貴美子） 佐々木部長、ありがとうございました。

それでは審査に入ります。

議案第116号「令和3年度大曲市一般会計補正予算（第6号）」について、審議いたします。当局の説明を求めます。はじめに、佐藤社会福祉課長、よろしくお願いいたします。

○社会福祉課長（佐藤和博） 社会福祉課佐藤でございます。よろしくお願いいたします。説明に先立ちまして、本日説明補助員として同席しております社会福祉課職員を紹介いたします。地域福祉班班長の田口幸参事です。障がい者支援班班長の

それでは、議案第116号「令和3年度大仙市一般会計補正予算（第6号）」のうち、社会福祉課関連予算について、ご説明いたします。

説明資料につきましては、資料ナンバー3-1「補正予算（案）12月補正②主な事業の説明書」であります。4ページをお願いいたします。

3款1項1目91事業「地域福祉振興基金積立金」につきましては、新規事業で、6,500万円の補正をお願いするものであります。

今回の補正額の前資としておりますのは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を中止したことにより生じた一般財源の残余分と、その他財源として大仙市大曲西根にあります「セイコーインスツル株式会社」の労働組合である『セイコーインスツルメンツ労働組合秋田支部』様からいただいた寄附金8万7千円であります。

今回の積立金を加えた、当該基金の今年度末残高は、3億987万8,897円となる見込みであります。

地域福祉振興基金につきましては、今後も、出会いから結婚、出産及び子育てに喜びと安心を感じられる、充実した社会環境の実現に向けた子育て支援制度等を構築、拡充していただくための財源に重点的に充当してまいります。

次に、5ページをお願いいたします。

3款1項5目14事業「障がい者等地域生活支援事業費」につきましては、補正前の7,758万8千円に、302万4千円の補正をお願いし、補正後の額を8,061万2千円とするものであります。

補正額の財源内訳であります。県補助金が75万6千円で、残りが一般財源であります。

この事業は、障がい者や障がい児が、地域で安心した日常生活などを営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた、柔軟な事業形態による事業を実施しているものであります。

補正理由であります。「4. Act」に記載のとおり、訪問入浴サービスの利用者が当初の5人から9人に増え、年間の延べ利用回数の増加が見込まれることから、扶助費の増額補正をお願いするものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○副委員長（戸嶋貴美子） 佐藤課長、ありがとうございました。

説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。挽野委員。

○委員（挽野利恵） 「障がい者等地域生活支援事業費」について、お伺いいたします。当初予算で5人、実績が9人。これ4人増えたということなんですけれども、別の側面から見れば2倍になったというふうな見方も出来るかと思うんですが、予算の段階で5人だったんですけれども、実績が9人っていうのはちょっと利用者が増えたとはいえ、予算の時の利用者の数の設定の段階でどのような経緯があったんでしょうか。

○副委員長（戸嶋貴美子） お願いします。

○社会福祉課長（佐藤和博） 例年5人程度でこれまで推移していた利用人数だったんですけれども、今年度は9人にほぼ倍増というような形で利用者が、利用希望者が増えてきたということで、利用規模がそのものが5人程度ということで非常に少ないものですから、1人2人の増加が金額に大きく反映してきたということでご理解いただければと思います。

○副委員長（戸嶋貴美子） 挽野委員。

○委員（挽野利恵） ということは、例年5人ぐらいで大体安定してるところが、今年度は多があったという認識でよろしいでしょうか。

○副委員長（戸嶋貴美子） 佐藤課長。

○社会福祉課長（佐藤和博） そのとおりでございます。

○副委員長（戸嶋貴美子） はい、よろしいでしょうか。金谷委員。

○委員（金谷道男） 今の話の続きなんですけれども、この制度を使える、いわゆる使える可能性っていうのがな、この制度が想定している対象者はどのぐらいいるもんなんですか。実人数。回数でねべこれ、実人数。そのうちの何人ががきて、今までは5人だったっていうごど。5、6人で推移してたってことですよ。その全体の、この制度を使える、使えるっていう言い方変かな、対象に想定している人数ってどのぐらいいる。

○副委員長（戸嶋貴美子） 佐藤課長。

○社会福祉課長（佐藤和博） この「障がい者等地域生活支援事業」というのが、身体障害者手帳1級から6級までありますけれども、ほぼ、手帳を持っている方であればほぼ全員が、その対象者の状況に応じて利用可能な事業となっております。また、療育手帳、精神保健福祉手帳、こちらの方もそれぞれA B、精神保健福祉手帳については1級2級3級ということで、手帳保持者であればほぼ全員が利用できる状況となっております。

この訪問入浴サービスにつきましては、通常のデイサービスの入浴デイサービスですとか施設でのサービスではなくて、自宅で訪問入浴車が訪問して入浴サービスを提供するという事業でございます。人数ですけれども、手帳保持者でいきますと身体障害者手帳の保持者が令和2年度実績ですけれども4,462人、療育手帳ですけれどもこちらが716人、精神保健福祉手帳の保持者が435人となっております。ただし、先ほども申し上げましたとおり全員が全員利用するということではなくて、その対象者の状況に応じて必要なサービスを提供しているというところでございます。以上です。

○委員（金谷道男） そうすればざっと数えて5千、6千人ぐれがな、そのぐらいの対象者はいるということで、その中から申請してきた人が使うという内容のものだというごどですね。んだがら可能性としては結構おっきい可能性が潜んでるっていうごどだな、へば。倍なっただって話だども、実は全体から見ればもっとももっとももしかすれば出でくる可能性がある事業だっていうごどだな。

○社会福祉課長（佐藤和博） この事業なんですけれども、先ほど訪問入浴車での入浴サービスということで申し上げました。なぜ訪問入浴車でのサービスかというのと、ご自宅のお風呂が手狭ですとか、障がいの状態で自宅のお風呂で入浴介助サービスを受けることができない方に対して訪問入浴車でのサービスを提供しているということで、この9人以外にも入浴サービスを利用している方はいらっしゃいます。それは身体介助ですとかそういった障害福祉サービスの、この事業とは別のサービスの方でサービスを提供しているということになります。以上です。

○委員（金谷道男） そういう人についてはこの事業では想定してねってごどだもんな。

○副委員長（戸嶋貴美子） 佐藤課長。

○社会福祉課長（佐藤和博） 例えば先ほど申し上げました自宅の既存の浴室、こちらの方で利用できる方については、この入浴サービス、「障がい者等地域生活支援事業」の入浴サービスではなくて「障がい福祉サービス」、こちらの方のサービス、事業は別なんですけれども、こちらの方の身体介助ですとかそちらの方でサービスを提供しているということ。ヘルパーさんが訪問して入浴介助するとかそういった内容でサービス提供しているということでございます。

○委員（金谷道男） 今、だがら、この対象者の中で例えば入浴サービスについては、この方法以外にもあるというごどでやってるっていう話なんだな。

○社会福祉課長（佐藤和博） そうです。はい。

- 委員（金谷道男）　　ここさくる人の実質的な対象者っていうのは、申請してこねば分がらねってごどなんだ。
- 社会福祉課長（佐藤和博）　　そうですね。
- 委員（金谷道男）　　風呂あるどが、ねえどがっては誰も調べでねえべがらな。まず分かりました。
- 副委員長（戸嶋貴美子）　　はい、よろしいでしょうか。ありがとうございます。他に質疑はございませんでしょうか。後藤委員。
- 委員（後藤健）　　「地域福祉振興基金積立金」ですけれども、これ財政当局の話なのかもしれないですけれども、コロナによって中止になった事業のお金を積み立てますっていうごどですけれども、これって、であれば、コロナで事業が中止になったのであれば、コロナへの財源に振り替えるべきではないかというところ一点と、2年度末で2億9千万位で今年度末で3億を超す基金がたまるというすか、なるようすけれども。こういう基金って多いばいい訳ではないと思うんですよね。使ってなんぼの基金だと思いうんで、3億もためるよりだったらもっと福祉の事業いろいろ拡充なり、新規なりそういった事業やっていくべきだと思いうんですよ。その辺はどうすか。
- 副委員長（戸嶋貴美子）　　佐藤課長。
- 社会福祉課長（佐藤和博）　　新型コロナウイルス感染症拡大のために中止された事業の残余分を、一般財源の残余分を積み立てするということですが、今新型コロナウイルス対策の各事業については、国の交付金ですとかそういったものを財源としてやられてますので、この一般財源の残余分については、今後将来的な、先ほども申し上げましたけれども、子育て支援制度の拡充等のために一般財源を基金として積み立てしていくということでございます。ちなみに令和3年度この基金を充当する事業としましては、医療給付扶助費こちらに1,600万、福祉医療の財源ですが、それと予防接種経費、それとスマイル子育て応援事業費、在宅保育すこやか応援事業費などに計4,484万2千円の事業充当、財源充当をする予定となっております。
- 副委員長（戸嶋貴美子）　　後藤委員。
- 委員（後藤健）　　積み立ての目安ってどれぐらいに考えてますか。
- 副委員長（戸嶋貴美子）　　佐藤課長。
- 社会福祉課長（佐藤和博）　　具体的な目安っていうものについては、明確にない訳なんですけれども、令和元年度までは1億円前後で推移してきたところなんですけれども、

昨年度、2年度につきましてコロナウイルスの関係で中止した事業の一般財源残余分、こちらの方積み立てしたりということで、今結果的に3億というような金額まで上昇してきているというような状況でございます。

○副委員長（戸嶋貴美子） 後藤委員。

○委員（後藤健） この表を見ればあれですけども、平成30年ぐれまで1,500万位しか積み立たってないものが一気に増えてるんですよね。となると、何て言うんすか、この基金を使ったその事業が縮小されでるのではないか、というような印象を持ってしまったんですよね。その辺で今の話ちょっと聞いたんですけど。ですからこういう基金って、まあ財調なんかと違って、財調もたればいいってもんじゃないですけども、基金を増やせばいいって言う基金ではないと思うんで、その辺はやっぱり財政当局どこの話もあるんでしょうけれども、いろいろ、せっかくある基金なんで、どんどん活用してほしいなっていうふうに思います。

○副委員長（戸嶋貴美子） 佐藤課長。

○社会福祉課長（佐藤和博） 後藤委員のおっしゃるとおりだと思います。ただ今令和4年度の当初予算編成作業を進めているところでございますけれども、現在、一昨年度から「子育て支援制度検討会議」というものを庁内に立ち上げまして、これからの大仙市の子育て支援制度、こちらについていろんな分野、各課横断的に会議の方開いて協議してきております。その中で新たな事業等も企画されておりますんで、この辺について最終的に財政課との協議ということになろうかと思っておりますけれども、ただ今のいただいた意見の方、財政担当の方にも伝えまして、有効に充当して事業財源としてまいりたいというふうに考えております。

○副委員長（戸嶋貴美子） 大丈夫ですか。

○委員（後藤健） いいです。

○副委員長（戸嶋貴美子） 他に質疑はございませんでしょうか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○副委員長（戸嶋貴美子） ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

続きまして、鎌田子ども支援課参事、よろしくお願ひいたします。

○子ども支援課参事（鎌田法顕） はじめに、子ども支援課長田口ですが、本日事情により欠席しております。代わりに子ども支援課参事の鎌田がご説明いたしますのでよろし

くお願いいたします。ほかに本日同席しております職員は、幼保推進班班長八嶋洋晃参事、子育て支援班班長田中孝明主幹です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第116号「令和3年度大仙市一般会計補正予算（12月補正②）」のうち、子ども支援課所管に係る歳入並びに歳出補正予算についてご説明申し上げます。

資料は、資料ナンバー3-1「主な事業の説明書」の6ページをご覧ください。

歳出3款2項1目11事業「児童手当事務費等」につきましては、165万円の補正であり、全額、国庫支出金を充当するものであります。

1. 事業は、児童手当の支給に必要な役務費、消耗品類及びシステムの整備等を行うことを目的としております。

4. 事業の概要であります。今回の補正内容は、令和4年6月から児童手当算定方法の変更が予定されており、高所得者の主たる生計維持者を特例給付の対象外とする法改正通知に対応し、支給システムの改修を行うものであります。

システム改修の委託料は165万円になります。

児童手当は次の表のとおり、所得制限額未満であれば、月額で3歳未満1万5千円、3歳以上小学生終了まで1万円あるいは1万5千円、中学生終了まで1万円が支給されます。

これまでは年収が960万円以上の場合は、所得制限限度額以上の特例給付として、月額一律5千円を支給しておりました。今回の制度改正により、この特例給付の所得制限限度額に上限を創設し、上限以上の年収の場合は廃止するものであります。

この制度改正は、令和4年10月支給分から適用されるもので、国の方針に基づいて対象者への周知に努めてまいります。

次に、7ページをご覧ください。

歳出3款2項2目12事業「放課後児童クラブ管理運営費」につきましては、394万8千円の補正であります。

1. 本事業は、保護者が仕事等で昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図ることを目的としております。

今年度は（仮称）豊岡・豊川児童クラブ、これは正式に豊成児童クラブとなりましたが、こちらと太田児童クラブ（C）を新設し、利用定員を増やしております。

4. 事業の概要であります。今回の補正内容は、令和4年度当初から待機児童を生じさせないためのもので、①大曲小学校区に児童クラブの新設。場所はサンクレスト大

曲で定員30名。②花館小学校区に新設。場所は現在設置している第2いちょうクラブ(A)～(C)に加え、空き教室に新設するもので定員は35名。③南外児童クラブは室内を改修し、30名から50名に増員するものであります。係る経費については、記載のとおりであります。

以上、子ども支援課所管に係る補正予算についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○副委員長(戸嶋貴美子) 鎌田参事、ありがとうございました。

説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。金谷委員。

○委員(金谷道男) あの、今放課後児童クラブって、学校の敷地内、あるいは学校の校舎の中で開設しているところって、あるすか。何か所ある。いい、あの悪い。後で資料でもらえる。

○副委員長(戸嶋貴美子) 他に質疑はございませんでしょうか。挽野委員。

○委員(挽野利恵) 大曲小学校区の新設するサンクレスト大曲、どの部屋を使う予定でいらっしゃるんですか。

○副委員長(戸嶋貴美子) 鎌田参事。

○子ども支援課参事(鎌田法顕) お答え申し上げます。サンクレスト大曲の中の和室でございませう。和室を利用して放課後児童クラブにするという計画でございませう。

○副委員長(戸嶋貴美子) 挽野委員。

○委員(挽野利恵) もう一つ。サンクレスト30名、で今超過数が52ということで、この22名の児童はどのような選択肢があるんでしょうか。

○副委員長(戸嶋貴美子) 鎌田参事。

○子ども支援課参事(鎌田法顕) この超過数見積もり52名というのは、今年8月に行った令和4年度に向けた入会希望アンケートによるものでございまして、例年アンケートの9割位が希望どおり入会するというような事情があります。あとその後スポ少に加入したりとかすることで、実際8月調査時点よりは例年ちょっと減る傾向ありますので、このような見積もりと勘案して、このような見積もりとさせていただいております。

○副委員長(戸嶋貴美子) よろしいでしょうか。他に質疑はございませんでしょうか。  
( 「はい、委員長。」と呼ぶ者あり )

○副委員長(戸嶋貴美子) 鎌田参事。

○子ども支援課参事（鎌田法顕） 先ほどの金谷委員の質問にお答えしてよろしいでしょうか。

○副委員長（戸嶋貴美子） はい、お願いします。

○子ども支援課参事（鎌田法顕） 全部で34ある児童クラブのうち、14の児童クラブで学校を利用しております。34分の14でございます。

○委員（金谷道男） 後でどごとごとが教えてもらえる。

○子ども支援課参事（鎌田法顕） はい、分かりました。

○委員（金谷道男） あの、やっぱり最終的には学校の敷地内、学校でやればいような気がするんですよ。今うちの方また増えるんですが。一つの小学校の児童数よりも多くなってる。実態は。んだがら、やっぱりそれぞれのどごろにあればいいんでねがなって私は思うんですが。まあ、統合のごどもあるので、その上で考えでもらいたいなということですよ。

○副委員長（戸嶋貴美子） よろしいでしょうか。他に質疑はございませんでしょうか。  
（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○副委員長（戸嶋貴美子） ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

続きまして、佐藤コロナワクチン対策室室長、よろしくお願ひいたします。

○コロナワクチン対策室室長（佐藤直文） 議案第116号「令和3年度大仙市一般会計補正予算（第6号）」のうち、コロナワクチン対策室所管分の補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、本事業の説明補助員をご紹介します。コロナワクチン対策室の佐藤正規室長待遇です。同じく菅原稲子参事です。よろしくお願ひいたします。

説明は、資料ナンバー3-1「令和3年度補正予算（案）12月補正②主な事業の説明書」で説明させていただきます。

8ページをご覧ください。

4款1項4目19事業「新型コロナウイルスワクチン接種事業費」、継続事業でございます。

補正前の額が4億6,590万2千円、補正額1億9,412万4千円、補正後の額が6億6,002万6千円でございます。財源の内訳は、全額国庫支出金でございます。

項番2番、D○をご覧ください

これまでの実績と成果についてですが、11月15日現在の接種状況については、表にお示ししたとおりとなります。

65歳以上の高齢者の対象者3万1,631人のうち、1回目の接種を終えた方が2万9,052人、率にして91パーセント。2回目の接種を終えた方が2万8,757人、率にして90.9パーセントとなります。

12歳から64歳につきましては、ご覧のとおりとなっております。

接種希望者については、合計で6万7,310人、率にして90.8パーセントが接種を希望されております。

3. Checkをご覧ください。

問題と課題につきましては、欧米などの諸外国において、新型コロナウイルスワクチンを2回接種した場合であっても、接種後の時間の経過とともに、ワクチンの有効性や免疫原性が低下することが報告されており、一部の国においては、既に2回目のワクチン接種後、一定の間隔をおいて、追加接種が実施されております。

4. Actをご覧ください

補正予算の概要についてですが、新型コロナウイルスワクチンの追加接種、3回目接種の実施について、この程、国から方針が示されたことから、3回目接種に係る経費を補正するものであります。

対象者につきましては、新型コロナウイルスワクチンの2回目接種から原則8カ月以上経過した18歳以上とし、12月22日から市内の病院において順次開始予定としております。

今後、対象となる方に対し、3回目接種時期に合わせて、接種券を順次郵送してまいります。

3回目の接種時期の目安ですが、医療従事者等の令和3年4月、5月に2回目を完了した方については、8カ月後の令和3年12月から令和4年2月が3回目接種の予定時期となります。以下、65歳以上の方については、2月から4月、18歳から64歳以下の方については、令和4年4月以降の接種となる予定としております。

実施方法につきましては、医療従事者のうち病院勤務の方については、院内での接種となり、その他の医療従事者については、集団接種会場での接種をしていきます。

以降、高齢者などの方については、初回接種と同様に集団接種をメインに接種を実施してまいります。

続きまして、補正予算の内訳につきましては、表にお示しした上段が接種の実施に要する経費として、補正額7,907万4千円。こちらは医療機関への接種委託料、集団接種会場で従事する医療従事者等への報償費などが主なものです。

下段の接種体制確保に要する経費としまして、補正額1億1,505万円。こちらは接種券やチラシの印刷・郵送料、コールセンターでの予約受け付け、集団接種会場の運営に係る費用が主なものです。合計で1億9,412万4千円の補正をお願いするものであります。

今後の方向性につきましては、諸外国に合わせて5歳児まで接種対象年齢の引き下げが国で検討されていることから、引き続き円滑な接種の実施に向けて関係団体と協議を進めてまいります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○副委員長（戸嶋貴美子） 佐藤室長、ありがとうございました。

説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。佐藤委員。

○委員（佐藤隆盛） いいですか。65歳以上で9割、それがら12歳がら16は8割、まあ1割と2割受けてないと。この受けでない人方の内容といいますか、はっきり受けでないつつうふうな原因は、原因というがつかんでおりますか。何で、例えばいろいろな家庭、状況で行けなかったと、あと自分からも来ねがもしれねども、その内容の、来ない人方の実績を把握をしておりますかということですか。

○副委員長（戸嶋貴美子） はい、お願いします。

○コロナワクチン対策室室長（佐藤直文） 全体の数字に対しては把握しておるとおりなんですけれども、内容についてはですね、把握しておりません。事情としては、1回目の接種を受けて副反応などのアレルギーなどによって、ちょっと体に合わないとか、医師の方に相談した結果2回目を接種しないという方もいらっしゃいます。あとは受けないという方もたまにこちらの方に連絡入る方もいらっしゃるんですけども、そこは努力義務ですので、こちらの方からあらためてどういった理由でといった形ではお伺いする機会はこれまでございませんでした。

○委員（佐藤隆盛） んだって、コロナでよ、みんなやって、時に、そういうの把握してねば駄目だ。もしかして、行ける人も行けね人もいだがもしれねべし。だども、それを

ある程度把握してねば駄目だごどだすべった、まず、おらはそう思うよ、これ今落ち着いだがいいべども。ねえごどだすべった。何でそういうごど、最低でもそのぐれは調べでおがねば駄目だもんでねがど思ってだった。把握しておがねば駄目だんでねがなど思ってだす。

○副委員長（戸嶋貴美子） はい、佐藤室長。

○コロナワクチン対策室室長（佐藤直文） 受けてない方については、人数等を含めましてどういった方が受けてないっていうのは、こちらで把握しております。その理由については、この後調査する機会っていう形では考えておりませんで、あくまでも努力義務でそちらの本人の意志にお任せするという形にしておりますので。

○委員（佐藤隆盛） では、もう1回聞くんだけど、移動っていうが、まず家の方さ行ってるが。コロナの予防接種したごどあるすか、ない。あくまでも病院は分かるんだよね。病院どがは分かるんだけど。そういうごどは大仙市はしてねすか。体動げね人さしてるどが。俺言ってるごど分がらねすかな。

○副委員長（戸嶋貴美子） はい、佐藤室長。

○コロナワクチン対策室室長（佐藤直文） 在宅で、例えば寝たきりだとかそういう方についてということだと思いますけれども、そちらは訪問診療だとか往診だとかそういう医師の方で把握しておりますので、そういう方が希望があれば主治医なりの方にご連絡して、こちらで巡回して接種していくように手配はしております。

○副委員長（戸嶋貴美子） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤隆盛） んだから、それでも良いのよ。病院がらもそだども、市でもそれ把握してねねべ。してるすか、みんなまどまってどういうごどだがと。把握しねば駄目だんでねがと俺思う。病院さ、その人さ任せるのも良いがもしれねべどもすよ。そういうごどでは、だって数字ちゃんと出でるんだもの。なんぼに対してなんぼだと。当然1割まどもな人方だ。それがら特に十何歳がらの若い人が2割だすべった。それは、普通動けねだどが、在宅だどがってのは要望さねたって良いごどだすべった。そういうのをよ、何で2割なのかと。そういうごど把握して。把握してつつうが、調べだべがっていうごどだ。

○副委員長（戸嶋貴美子） はい、佐藤室長。

○コロナワクチン対策室室長（佐藤直文） 議員のおっしゃるとおりでして、それぞれ率にすれば10パーセントですので、6千から7千人が受けてないということになります

けれども、子どもさんについては集団免疫を獲得するための予防という形でワクチン接種を進めているんですけれども、それほど重症にならないということで親御さんたちが受ける必要がないと考えている方もいらっしゃるということで把握しております。特に12歳、新しい新12歳の方については67パーセントほどの接種率になっておりまして、そこら辺、推進していく上では、事情をお伺いするっていうのも一つの策ということで考えております

○委員（佐藤隆盛） 若い人は親が決めでるってごどだすな。

○コロナワクチン対策室室長（佐藤直文） そうです。

○委員（佐藤隆盛） まず分かりました。

○副委員長（戸嶋貴美子） 他に質疑はございませんでしょうか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○副委員長（戸嶋貴美子） ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

なお、討論・採決は、後ほど教育委員会事務局と一括して行います。

議案第118号「令和3年度大仙市一般会計補正予算（第7号）」について、議題といたします。

当局の説明を求めます。はじめに、佐藤社会福祉課長、よろしく願いいたします。

○社会福祉課長（佐藤和博） それでは、議案第118号「令和3年度大仙市一般会計補正予算（第7号）」のうち、社会福祉課関連予算について、ご説明いたします。

説明資料につきましては、資料ナンバー4-1「補正予算（案）12月補正③主な事業の説明書」であります。

1ページをお願いいたします。

3款1項1目42事業「原油価格高騰対策生活支援事業費（新型コロナウイルス対策）」につきましては、新規事業で、3,516万6千円の補正をお願いするものです。

「1. Plan」をご覧願います。

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響や円安の進行に伴い、原油価格が高騰する中、県内の灯油価格も前年同期と比較し、144%と大幅に上昇している状況を鑑み、住民税非課税世帯のうち、70歳以上のみの世帯等の要件を満たす世帯を対象として灯油代を助成し、市民の生活を支援するものであります。

これまで、灯油代助成については、平成19年度、25年度に、今回と同様の支給要件により実施しております。

「4. Act」をご覧ください。

事業の概要であります。助成対象となる世帯は、令和3年度住民税非課税でかつ、70歳以上のみの世帯、身体障害者手帳1級もしくは2級所持者のいる世帯など、八つの要件のいずれかに該当する世帯で、施設等入所及び生活保護世帯を除き、約5,500世帯と見込んでおります。

助成内容であります。1世帯当たり6千円の助成とし、口座振り込みによる支給といたします。

手続きの流れであります。対象になるとと思われる世帯に対して、1月上旬にお知らせ並びに申請用紙などをお送りし、同封する返信用封筒により申請書を提出していただきます。その後、申請内容の確認作業を行い、支給決定の上、指定口座へ振り込む流れとなっております。

予算の内訳ですが、郵便料等の事務費が216万6千円、助成額が6千円掛ける約5,500世帯分で3,300万円と見込んでおります。

なお、財源については、全額一般財源としておりますが、国の特別交付税措置が予定されているほか、県においても、市町村が実施する低所得世帯等への灯油代助成事業に対する補助金の交付が検討されており、県の予算成立後、県補助分を一般財源から、財源振替する予定であります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 副委員長（戸嶋貴美子） 佐藤課長、ありがとうございます。説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。柏委員。
- 委員（石塚柏） 対象の方は、身体障害とか療育手帳Aの方だとか意思表示は結構難儀な人いるんですけど、それを、これうまく市の方の手立てがね、ちゃんと伝わるようにそういったところの、もし今までのいろんなやりとりの中で、こういったことで齟齬<sup>そご</sup>があったと、だけど今回についてはこういうふうに考えてみたいと、というようなことが、もしあればね、そのところちょっと教えていただけませんか。
- 副委員長（戸嶋貴美子） 佐藤課長。
- 社会福祉課長（佐藤和博） 委員のご質問の内容というのは、重度の身体障害者のみの世帯ですとか、療育手帳Aの所持者で例えば一人暮らし、重度の障害者で一人暮らしと

というような世帯だと思うんですけれども、例えば視覚障害お持ちの方については、市内の視覚障害者の方々に作っている会ございまして、そちらの方を通じて点字のものですとか、点字の形でお知らせしたりというような形をとることも考えてございます。実際にワクチン接種のクーポン券を送られた際にも通常の郵便で送ったんですけれども、そういった会のネットワークで支援していただいている方もいらっしゃいますし、必ずしも重度の障害を持っている方が一人暮らしだけということには限りませんので、家族の方が申請したりということもあろうかと思えます。それと例えば重度の身体障害者であってもヘルパーさんだったりですとか、そういった支援していただける方もいらっしゃるのです、この申請書をお送りした際にも情報は伝わるものというふうに考えております。

○委員（石塚柏） はい、ありがとうございます。

○副委員長（戸嶋貴美子） 他に質疑はございませんでしょうか。渡邊委員。

○委員（渡邊秀俊） 関連だどもすよ、よぐこういのはいろいろ制約つけるんだども。単純によ、非課税世帯っていうのはまず生活に困ってるんだがら、非課税世帯さ全部やればもっと、あれもこれも駄目、こんた条件満たさねば駄目でねぐよ。もしこれ非課税世帯さ全部やるってばもう何件増えるの。大体。

○副委員長（戸嶋貴美子） 佐藤課長。

○社会福祉課長（佐藤和博） 令和3年度の非課税世帯が約9,800世帯ということで、倍近くに増えるというような形になります。

○副委員長（戸嶋貴美子） 渡邊委員。

○委員（渡邊秀俊） まず、倍なったとしてもですよ、7,000万だすべ。さっき、福祉基金、おが積み立てねで少し使った方いやんでねがって意見もあったがら、やっぱりこれ3億円どがってばちょっと考えねばねべども、もう少し非課税世帯だったら非課税者さ全部出すような方策。あれも駄目こうでねば駄目、いろいろ制約つけるんだばよ、非課税世帯自体が大体困ってるんだがら。これ何、上がらの指示、それともこごの考え。もう少しそれだらもう3,000万ぐれどが足してやってもいいんだで。

○副委員長（戸嶋貴美子） 佐藤課長。

○社会福祉課長（佐藤和博） まずこの八つの要件ですけれども、非課税世帯、低所得世帯ということと、あと例えば70歳以上のみの世帯、それと身体障害者手帳1級2級、療育手帳Aということで、重度の障害者のいる世帯ということで、対象にさせていただいてるんですけれども、というのは重度の障害等を持っていることによって在宅でいる

時間が主なものということで、一般的な世帯よりも当然灯油、こちらの方掛り増しになっているということでこういった要件の方を付けさせていただいてます。それと先ほど冒頭の説明でも申し上げましたとおり、19年度、25年度もこれとまったく同じ要件設定させていただいて支援、助成させていただいたこともありまして、今回もこの非課税かつ八つの要件ということで事業設計させていただいたところです。以上です。

○副委員長（戸嶋貴美子） 渡邊委員。

○委員（渡邊秀俊） まあ、いいどもよ。過去の例もあるがこうしたというごどでねぐ、過去は過去、今へば経済状態すごいぐなってるがってばあまりいぐなってるやんだがら、やっぱりこういう事業やる時はもう少し単純明快によ、困ってる人さすべからくやるっていうような考え方でやってもらいたいと思います。いいす。

○副委員長（戸嶋貴美子） はい、金谷委員。

○委員（金谷道男） ちなみに、国・県で考えでるども、このラインを引こうとしているが。情報入ってるが。

○副委員長（戸嶋貴美子） 佐藤課長。

○社会福祉課長（佐藤和博） 国・県では、国の方では明確にはまだ特別交付税措置については低所得に対する特別交付税措置があるというようなことで、まだ確定ではないんですけれども。あと県の補助金ですけれども、市町村が必要と認める世帯ということで、その区分については、各市町ごとでそれぞれまちまちであります。

○委員（金谷道男） 了解。

○副委員長（戸嶋貴美子） 他に質疑はございませんでしょうか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○副委員長（戸嶋貴美子） ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

続きまして、鎌田子ども支援課参事、よろしくお願いいいたします。

○子ども支援課参事（鎌田法頭） それでは、議案第118号「令和3年度大仙市一般会計補正予算（12月補正③）」のうち、子ども支援課所管に係る補正予算についてご説明申し上げます。

資料は、資料ナンバー4-1「主な事業の説明書」の2ページをご覧ください。

歳出3款2項1目27事業「子育て世帯への臨時特別給付金支給事業費（新型コロナウイルス対策）」につきましては、4億477万4千円の補正であり、全額、国庫支出金を充当するものであります。

1. 本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特別的な給付措置を実施することを目的としており、対象児童1人当たり現金5万円とクーポンを基本とした5万円相当分を支給するものであります。大仙市の支給対象児童は9,800人であります。

4. 事業の概要であります。今回の補正内容は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、18歳到達年度末までの児童を養育する世帯に対して、臨時特別給付金を支給するものであります。

支給要件の囲みの中をご覧ください。

基準日は令和3年9月30日、対象者は、1. 令和3年9月分の児童手当受給者で、特例給付を除くものであります。2. 平成15年4月2日から平成18年4月1日に生まれた児童の主たる生計維持者。3. 基準日の翌日から令和4年3月31日までに生まれた児童の主たる生計維持者になります。ただし、2、3とも主たる生計維持者の所得額が特例給付支給限度額未満の者に限ります。

給付額は対象児童1人につき、現金で5万円、クーポンでは5万円相当になります。

実施方法は、児童手当支給対象者については、12月に給付金についてのお知らせを通知し、申請を不要として支給します。

また、16歳から18歳の支給対象者等については、市で申請を受け支給する予定であります。

実施の時期は、支給対象者が確定後、支給体制が整い次第、12月下旬から順次実施する予定であります。

経費については記載のとおりであります。

今回は、国の新型コロナウイルス感染症対策予備費で措置される中学生以下児童への5万円給付分に係る経費を補正するものであり、16歳から18歳までの児童への5万円給付及びクーポン5万円相当分については、令和3年度国補正第1号での予算措置となるため、国会で予算が成立し次第、今後の補正等による対応とするものです。

なお、今後見込んでいるクーポン給付に係る事務費については、国会審議によって変更する可能性がございます。

以上、子ども支援課所管に係る補正予算につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 副委員長（戸嶋貴美子） 鎌田参事、ありがとうございました。説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。挽野委員。
- 委員（挽野利恵） 一般質問でもさせていただいたんですけれども、今回の一回目の給付は現金ですが、二回目クーポンとなるとかなり経費が掛かるということが予測されますので、ぜひ、現金給付を念頭に二回目に臨んでいただきたいなってというお願いが一点と、あと、今回16歳から18歳の層の方、これ1,837人、これ所得もちゃんと考慮して出てきた数字でしょうか。
- 副委員長（戸嶋貴美子） 鎌田参事。
- 子ども支援課参事（鎌田法頭） 挽野委員の質問にお答え申し上げます。一点目の現金給付のところですが、12月初めに国から示された説明資料では、市町村の実情に応じて現金給付も可能であるという説明がされておりました。ただ、今の段階で実情の具体的な部分が明らかではなく、国のその時の説明資料では、後ほど具体例についてお示しするというような資料の内容でございましたので、現在それをちょっと待っている状態でございます。それが到着次第、よく確認して適切に対応してまいりたいと考えております。二点目の16歳から18歳、いわゆる高校生、対象者の人数の見積もりですけれども、これ単純に年齢で数え上げたもので、所得はまだ調査しておりませんので、対象年齢児童というそのものの数です。
- 副委員長（戸嶋貴美子） 挽野委員。
- 委員（挽野利恵） はい、分かりました。これ年齢で区切ってってことなんですけど、結婚しているかもしれない人もいらっしゃるかもしれないんですね。私、省庁の自治体向けの一覧見させでもらったんですけれども、そういう方今回の給付に含まれないけど、あと高校生ってなってるんで、高校辞めた年齢の人もいるかもしれないので、その辺、これから高校生の申請来るかと思うんですけれども、ちょっとそこあたりも注意して処理していただけたらなというふうに思いますので、これお願いです。よろしくお願いたします。
- 副委員長（戸嶋貴美子） 鎌田参事。
- 子ども支援課参事（鎌田法頭） 申請書の内容を今詰めておまして、今のところ申請要件、申請書に書いてある内容に結婚しているかどうかという配偶者の有無という欄を設定する予定でございます。そういった申請書の中に高校生という文字が使わないように配慮してやりたいと思っております。一般の申請書、16歳から18歳の方の送付する申

請書の中身で、高校生という言葉使わないように配慮してまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

○副委員長（戸嶋貴美子） 大丈夫でしょうか。他に質疑はございませんでしょうか。渡邊委員。

○委員（渡邊秀俊） 部長、これよ。今まず5万円きて、5万円使うんだども。後がらも5万円間違いねぐるんだべな。せば、事務2回やねてもよ、大仙市でまずじえんこねして容易でねってばいいども、10万円分をよ、おらほはクーポンでねぐ全部現金だど。さっきの1人10万円ど同じぐ。そういうふうにやれる、やる予定っていうが、やる考えはまったくねえもんだが。まず5万円ずつもらうよりもよ、一回で10万円もらえばありがたみ違うと思うんだよな。

○副委員長（戸嶋貴美子） 佐々木部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（佐々木隆幸） 渡邊議員の質問にお答えします。この2回に分ける形なんですけれども、5万円、5万円っていうの。国の方の財源がですね、国会を通る、予算を決定されるという関係で、後半の方の残りの5万円の方は、まだ国の方でもしっかりした予算措置がされていけませんので、こういう2段階の、市の方も2段階の予算措置となります。それから現金給付ですけれども、クーポンでない現金給付ということなんですけれども、現段階の国から示されているものは、現金でやる場合はそのクーポンで出来ない地域の事情を、理由を記したものを内閣府に提出してやってくださいという形のものあります。それが出来ない理由、クーポンはどうしても来年の夏までに使用できない、やれない理由を記してくださいと、いうふうになっておりますけれども。現段階はそういう取り決めですけれども、毎日いろいろ報道を見ますと、具体的な内容、それから今自治体から各、国の方へ要望等がいろんな県なり市町村がいろいろ意見を出しているようですので、それが今国の方へまとまると思いますので、それに対応して市も決定するんですけれども、大仙市の方も事務費的なことから考えますと事務量、事務費用も含めると、現金の方がよろしいんですけれども、それはそういう国の方のルールが決まってから決定したいというふうに考えております。以上です。

○副委員長（戸嶋貴美子） 渡邊委員。

○委員（渡邊秀俊） 国がらくるこういうじは、所得制限どが何も付いでねがら、ちゃんと参考にしていただきたいと思います。

○副委員長（戸嶋貴美子） 佐々木部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（佐々木隆幸） 分かりました。ありがとうございます。  
そのようにいたします。

○副委員長（戸嶋貴美子） ほかに質疑はございませんでしょうか。  
（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○副委員長（戸嶋貴美子） ないようですので、これにて質疑を終結いたします。  
なお、討論・採決は、後ほど議案第116号の採決後に行います。

それでは、陳情第1号「安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康を守るため国に意見書提出を求める陳情」及び陳情第3号「安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康をまもることを国に求める意見書提出の陳情」は関連がありますので、一括して議題といたします。

本2件に関して、意見や質疑はございませんでしょうか。挽野委員。

○委員（挽野利恵） 最初の陳情なんですけれども、第1号。去年も似たような陳情がきていたそうで、タイトルもほぼ同じ、タイトルに福祉が加わっただけで。陳情項目の3番の75歳以上の窓口負担2倍化を中止するという、ちょっとこれ、窓口負担2倍化、これは今の時代でこの負担を求めるのは妥当でないか。これを中止するというのは、ちょっと反対です。

○副委員長（戸嶋貴美子） 他にございませんでしょうか。渡邊委員。

○委員（渡邊秀俊） 俺それ審議する前によ、陳情の一覧表で1番ど3番て同じ人の名前だぎょんな。こんなので良いんだが、本当に。で、内容がほぼ同じだべ。

○委員（石塚柏） 委員長、ちょっと休憩した方がいいかねが。

○副委員長（戸嶋貴美子） そうですね。それでは休憩いたします。  
（ 休憩 午前11時08分 ）

（ 再開 午前11時13分 ）

○副委員長（戸嶋貴美子） それでは、休憩前に引き続き審議を再開いたします。  
（ 「委員長」と呼ぶ者あり ）

○副委員長（戸嶋貴美子） 柏委員。

○委員（石塚柏） 陳情第1号から第4号までですけれども、趣旨はまったく賛同できますので、趣旨採択にしたいというふうに私考えます。

○副委員長（戸嶋貴美子） 陳情第1号から第4号までの4件につきまして、趣旨採択のご意見がありますので、趣旨採択についてお諮りいたします。

本4件は、趣旨採択とすることに賛成の方は、挙手願います。

( 「賛成7」 「反対0」 )

○副委員長(戸嶋貴美子) 賛成多数であります。よって、本4件は趣旨採択とすべきものと決しました。

つづきまして、「人工透析を要する要介護高齢者が一般の要介護高齢者同様、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に入居できるよう介護保険制度の改定を求める意見書」を議題といたします。

本件に関して、意見や質疑はございませんでしょうか。ございましたら挙手をお願いいたします。渡邊委員。

○委員(渡邊秀俊) 高齢化が進んでいく中で、我々の周りでもすよ、人工透析を受ける患者が段々、段々こう増えてくるように思われます。そういう患者が介護施設に入れなような状況は、改善すべきだと思いますので、私はこの意見書案について賛成です。

○副委員長(戸嶋貴美子) 他にご意見ございませんでしょうか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

○副委員長(戸嶋貴美子) なければ、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第14条第2項の規定により、副委員長名で議長に意見書案を提出いたしたいと思っております。これにご異議ございませんでしょうか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

○副委員長(戸嶋貴美子) ご異議がありませんので、この意見書案を議長に提出することに決しました。

ここで、説明職員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

( 休憩 午前11時17分 )

( 再開 午前11時20分 )

○副委員長(戸嶋貴美子) 休憩前に引き続き、会議を開きます。ここからは、教育委員会事務局の所管分について審査いたします。

審査を開始する前に、私の文言の訂正をお願いいたします。

先ほどの議案第116号の「令和3年度大仙市一般会計補正予算(第6号)」と発言すべきところを「大曲市」と述べてしまいました。「大仙市に」訂正をお願いいたします。

審査に入ります前に、伊藤教育長よりご挨拶をお願いいたします。伊藤教育長、よろしくお願ひいたします。

○教育長（伊藤雅己） 今年も残すところわずかとなりました。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、様々な影響が出た時期もありましたが、修学旅行や学習発表会など児童生徒にとって思い出深い学校行事は、結果的にはおおむね予定通り実施することができたと思います。胸をなでおろしておるところであります。

また、最近は新型コロナウイルスも落ち着いた状況が続いており、各学校や公民館をはじめとする社会教育施設では、感染予防の徹底を図りながらも、ほぼ通常通りの活動がに戻りつつあります。しかしながら、新たな変異株の報道もあることから、引き続き緊張感をもって対応してまいります。皆様からの引き続きのご支援につきまして、どうかよろしくお願いいたします。

なお、小・中学校ですが、実質12月25日から1月13日までが冬休み期間となります。残り2週間余りで学習のまとめがしっかりとされ、児童生徒にとって有意義な冬休みがくることを期待しているところでもあります。

さて、本日の常任委員会での教育委員会関係の案件は、西仙北地域スクールバス運行業務委託料に係る債務負担行為の設定、修学旅行キャンセル料支援事業費の補正、新型コロナウイルスの影響による事業中止に伴う生涯学習推進費補助金等の減額補正についてであります。

よろしくご審査くださり、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

以上です。

○副委員長（戸嶋貴美子） 伊藤教育長、ありがとうございます。それでは審査に入ります。

議案第116号「令和3年度大仙市一般会計補正予算（第6号）」を再び議題といたします。当局の説明を求めます。はじめに、田口次長兼教育総務課長、よろしくお願いいたします。

○教育委員会事務局次長兼教育総務課長（田口広龍） 説明に先立ち、説明補助員として出席している教育総務課の職員を紹介いたします。主幹の小松和範です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第116号「令和3年度大仙市一般会計補正予算（第6号）」のうち、教育総務課所管分について説明いたします。

まず、ファイル名、資料ナンバー3「令和3年度大仙市補正予算」をお開き願います。5ページをご覧ください。

第3表の下から2行目になります。「西仙北地域スクールバス運行業務委託料」として債務負担行為の設定をお願いするもので、期間を令和3年度から令和8年度までの6年間として、限度額を5億1,370万円とするものです。6年間となっておりますが、令和3年度は予算措置がゼロですので、実質、令和4年度から令和8年度までの5年間となります。

次に、お手元にお配りしております、こちらのA4判1枚ものの、右上に「教育総務課説明資料」と書かれた資料をご覧ください。こちらで説明させていただきます。

西仙北地域では、平成24年度の学校統合により遠距離通学となった西仙北小学校と西仙北中学校の児童生徒を対象として、バス事業者への業務委託によりスクールバスを運行していますが、この業務委託の契約期間が今年度をもって満了となります。このため、来年度から5年間の新たな業務委託契約を締結するため、債務負担行為の設定をお願いするものです。

来年度の乗車対象児童生徒数は、現時点で西仙北小学校が137人、西仙北中学校が64人で、バスの運行台数は10台となる予定です。

年間委託料につきましては、国で定めた運賃で算定しております。運行時間に1時間当たりの単価を掛けて割り出す「時間制運賃」と、走行距離にキロ単価を掛けて割り出す「キロ制運賃」の二つを合算した額で1億274万円、その5年間で5億1,370万円を限度額として計上しております。

なお、契約につきましては、年度ごとに児童生徒数や乗り降りの場所により運行形態が変わることから、毎年度見直しを図ってまいります。

教育総務課所管分については、以上です。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○副委員長（戸嶋貴美子） 田口次長、ありがとうございました。

説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。金谷委員。

○委員（金谷道男） 参考までに質問なんですけれども、私、昨日も学校の方でちょっと質問したのでその関連なんですけど、実はスクールバス今出できてるんで、スクールバスのことなんですけれども、スクールバスってまずこれ見ると西仙地区だけでも10台ぐらい毎日走ってるってことで、大体年間で200日前後がな、ぐらい走ってる。200日ぐ

らい走ってるんだべな。それで、その時に、何て言うか棄権率というか運転手さんの棄権率というか病気、あるいは休まねば駄目だいだどってあって、交代要員って必要だど思うんだすよな。それがらもう一つ、同じごどが車両、車さも言えるごどだど思うんだすよ。これまでの過去の、協和がら始まってずっとやってきた中で、大体それって年間どれぐれあるもんだがってっていうのは、会社さ任せでるがら会社の方で調べでるども教育委員会の方ではそこまでは求めてないもんなんですか。

○副委員長（戸嶋貴美子） 田口次長。

○教育委員会事務局次長兼教育総務課長（田口広龍） それ金額のことでしょうか、人数のことでしょうか。

○委員（金谷道男） 人数イコール金額の話になってくるんだどもな、当然の話だども。

○副委員長（戸嶋貴美子） 田口次長。

○教育委員会事務局次長兼教育総務課長（田口広龍） 人数につきましては、直営の場合は、予備の人も考えております。神岡の場合は2人、1台に対して2人の人員がいますし、南外の場合は3台に対して4人の運転手を確保しています。民間につきましては、業者選定の際に十分な人数を確保しています。例えば西仙北の場合は10人ですけれども、それ以上の運転手を確保しています。台数についても同じです。直営の場合は、予備の台数っていうのはなかなか難しんですが、民間委託の場合は余分な台数も確保しているところです。

○委員（金谷道男） せば、当然この契約、5年間の契約の中では、当然そのごどは金額的にも加味して算定しているごどだすよな。

○副委員長（戸嶋貴美子） 田口次長。

○教育委員会事務局次長兼教育総務課長（田口広龍） そうなります。

○委員（金谷道男） それで、けっこう例えば待機している人も運転している人もまさか同じ条件で採用して、まあ民間なば出来るがもしれねべども、直営の場合もそういった扱いをしているもんだすか。

○副委員長（戸嶋貴美子） 田口次長。

○教育委員会事務局次長兼教育総務課長（田口広龍） 運行をお願いした時だけの日給ということになります。

○委員（金谷道男） 正規の人が一人いで、それに補助する、もしかすれば保険掛げる人については、その時だけっていう。

- 教育委員会事務局次長兼教育総務課長（田口広龍） はい。
- 委員（金谷道男） それは単価的には、まあまあの単価出してるんだが。私が心配しているのは、運転している人が段々見れば全て高齢化して、民間の会社もそうだども、これやっぱりよう、これさ頼っていぐんであるとすれば、そのごどしっかり考えで動かさないとちょっと大変になっていぐんでねがなという、ちょっとその心配があったので今ちょっと確認で聞いたんだすども。へばいずれその金額はあど、あれ、必ずその棄権率、私さ言わせれば棄権率なんだけど、大体何パーセントぐらいの棄権率だろうというごど計算して委託してるってごどの理解でいいな。そのパーセントが年度ごとに重ねてきてるのがどうかは別として。実態はどうなってるんだども含めて。
- 副委員長（戸嶋貴美子） 田口次長。
- 教育委員会事務局次長兼教育総務課長（田口広龍） 直営については、そういったことがあっても対応できるように先ほども申し上げましたけれども、人員を確保しています。民間についても当然十分そのところは、含んで対応していただいているところです。
- 委員（金谷道男） で、契約してやってもらっているってごど。
- 教育委員会事務局次長兼教育総務課長（田口広龍） そうです。
- 委員（金谷道男） んだすな。んだ、まず、いずれ確認です。
- 副委員長（戸嶋貴美子） 他に質疑はございませんでしょうか。後藤委員。
- 委員（後藤健） 西仙、来年度がら急に変えるってのは、もちろん無理な話なんで、これはこれなんですけれども。田口次長も分がってると思うども、このバスさ乗ってる生徒ってのは本当ごくわずかなんですよね。この対象生徒もちろん全員乗る訳ではないと思うし、バスもうがらがらの状態で走ってるんですよね。ですからこれ、来年がらの5年間はまずこのままで良いんでしょうけれども、これがらその委託の在り方ってのはやっぱり検討していがねばいげねえ時期ではないですかね。必ずしもこの中型どが小型のバスでなくても、どういうやり方があるのが分がらねすけども、例えばタクシーにお願いするどが、ジャンボタクシーみでんたのあればジャンボタクシーでも十分間に合う人数しか乗ってないので、そういった委託の在り方っていうのはこの5年間でちょっと検討して行ってほしいなというふうに思います。
- 副委員長（戸嶋貴美子） 田口次長。
- 教育委員会事務局次長兼教育総務課長（田口広龍） ちょっとそちら辺の実態のところは、学校の方にも伺っていろいろ調べて対応したいと思います。

○副委員長（戸嶋貴美子） 他に質疑はございませんでしょうか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○副委員長（戸嶋貴美子） ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

続きまして、高橋次長兼教育指導課長、よろしくお願ひいたします。

○教育委員会事務局次長兼教育指導課長（高橋規子） 説明に先立ち、本日同席しております教育指導課の職員をご紹介します。参事の風登紀英です。

それでは、教育指導課所管分について説明いたします。資料ナンバー3「大仙市補正予算書」20ページ及び資料ナンバー3-1「事業説明書」14ページをご覧ください。

事業名は「修学旅行キャンセル料支援事業費（新型コロナウイルス対策）（小・中学校費）」です。補正額は小・中学校費合わせて288万7千円で、財源は一般財源になります。

「1. Plan」をご覧ください。

「本事業の目的」は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、市内小・中学校で計画されている修学旅行の中止、延期または計画の変更に伴い生ずる旅行代金のキャンセル料、企画料金または増額料金等を補助することにより、保護者の経済的負担の軽減を図るものです。

修学旅行の教育的意義や児童生徒の心情等にも配慮し、取りやめる場合においても、中止ではなく延期扱いするのが望ましいという文部科学省からの連絡を受け、昨年度も実施した事業です。

「4. Act」の欄をご覧ください。

小学校については、大曲小学校と四ツ屋小学校が旅行延期に伴うキャンセル料が発生しました。

中学校については西仙北中学校と中仙中学校が行程変更に伴うキャンセル料、及び中仙中学校はそれに加え旅行中止のキャンセル料、協和中学校は旅行日数減に伴うキャンセル料、仙北中学校は生徒の同居家族に濃厚接触者が出たことによるキャンセル料1名分が発生しました。

以上、ご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○副委員長（戸嶋貴美子） 高橋次長ありがとうございました。

説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。金谷委員。

○委員（金谷道男） これですべて今年度の小中学校の修学旅行は全て、これ以外の所は全部普通に行ったというそういうごどですね。それともう一点ですが、これ市で出したほかに保護者のキャンセルに関わる負担みたいなのはあるもんなんですか、ないもんなんですか。

○副委員長（戸嶋貴美子） 高橋次長。

○教育委員会事務局次長兼教育指導課長（高橋規子） まず、今申し上げた小中学校以外は予定どおり修学旅行を実施することが出来ました。これ以外の保護者負担というのは、ありません。

○委員（金谷道男） キャンセルに掛かったお金については、保護者負担はないということですか。

○教育委員会事務局次長兼教育指導課長（高橋規子） はい。

○副委員長（戸嶋貴美子） 他にございませんでしょうか。佐藤委員。

○委員（佐藤隆盛） ちょっと俺、このキャンセル料って意味分がらねぐって不調法だすども、普通キャンセルどがって予定しておいで何日前までのキャンセル料って発生するんだすか。そのよ、もうあどいづやって、あの、まあ、言ってるごど分かるすべ。キャンセル料発生する。

○副委員長（戸嶋貴美子） 高橋次長。

○教育委員会事務局次長兼教育指導課長（高橋規子） キャンセルするそのタイミングによって、予定されてた旅行の計画日の、例えば1カ月以上前であれば掛からないどが、ここまですると何パーセントとか、その近くなるほどキャンセル料金の金額は高くなっていきます。

○副委員長（戸嶋貴美子） 佐藤委員。

○委員（佐藤隆盛） 今の時代にキャンセルするっての、まさか10日前どが1週間前ってごどねえすべった。1カ月が2カ月だって掛がらないように出来るもんでねがったべがなと思ってだす。

○副委員長（戸嶋貴美子） 高橋次長。

- 教育委員会事務局次長兼教育指導課長（高橋規子） 本当に行く予定でいたところで、校内の中に濃厚接触者の疑いがある生徒が出てきたりして、いわゆる延期にしたりそういうことが起こりました。
- 副委員長（戸嶋貴美子） 他に質疑はございませんでしょうか。後藤委員。
- 委員（後藤健） 中仙中学校さんで最終的に旅行を中止したというごどでしたけれども、全く代替えの事業も何もないまま中止したのですか。ていうのは、やっぱり子どもたちにとって修学旅行っていうのは、一大イベントって言うが一番楽しみな事業であって、それが中止になっちゃって全くなかったっていうのは、ちょっとかわいそうだなって思ってますよ。さっき国でも中止ではなく延期が望ましいというような話もありましたけれども、最終的には学校で判断するごどなんでしょうけれども、その辺の状況っていうのはどういったものですかね。
- 副委員長（戸嶋貴美子） 高橋次長。
- 教育委員会事務局次長兼教育指導課長（高橋規子） 中仙中学校については、元々東京方面で考えてた修学旅行を一旦行き先変更ということで、県内にしたという経緯がありました。その段階で保護者と意見をすり合わせて、今度また何か予定が変わるようなことあった時には、延期とかでなくて今度は中止にする方向でという保護者の意向があったと伺っております。
- 副委員長（戸嶋貴美子） 教育長。
- 教育長（伊藤雅己） 中仙中、日程的にですね、非常に厳しかったというふうに伺っています。キャンセル自体は先ほどあったようにコロナの感染状況が広がったということで、かなりぎりぎり、本当に直前とまではいきませんが、数日前のぎりぎりであって、その後に今度行事としては新人戦が入っていて、更にその後、学校祭が入っているような中で、なかなかその代わりが、修学旅行の延期はもちろん難しかったんですが、代わりに何か大きなことやるってのは、非常に難しかったというふうには伺っています。ただ、教育委員会といたしましては、それでもやっぱり子どもたちの心に寄り添った何らかの対応をということで、お願いをしてくるところであります。以上です。
- 副委員長（戸嶋貴美子） 後藤委員。
- 委員（後藤健） 来年どういった状況になるかがもちろん分からないごどではありますが、極端な話、市内でも良いと思うんですよね、その友達、同級生方と一緒にどっかさ泊まりに行くっていうのが、やっぱり。みんなどっかさ泊まりに行くっていう行

為が面白いのであって、必ずしも県外ももちろんですし、市外でねば行げねというごども。市外に行ければいいすよ、市外・県外に行ければ一番良いんでしょうけれども、その辺来年同じような状況にあるのであれば、なるべくそういった対応してほしいなと思ってます。

○副委員長（戸嶋貴美子） 教育長。

○教育長（伊藤雅己） 後藤委員おっしゃるとおり、全く同感であります。ただ、3年生なために、11月12月といよいよ受験シーズンにも入ってしまうために、本当にこの秋の遅い時期の対応というのは、学校でも苦慮してるところであります。ただ、同感ですので、この後も学校と連絡を取りながら、来年度も含めてですね、学校と連携しながら子どもたちの心を考えながら対応していきたいと思えます。

○副委員長（戸嶋貴美子） はい、ありがとうございます。他に質疑はございませんでしょうか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○副委員長（戸嶋貴美子） ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

続きまして、品川総合市民会館館長。よろしくお願ひいたします。

○総合市民会館長（品川雄喜） 総合市民会館所管分につきまして、説明させていただきます。

はじめに説明補助員として、総合市民会館榊田主幹を同席させております。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第116号「令和3年度大仙市一般会計補正予算（第6号）」につきまして、ご説明いたします。同じく資料ナンバー3の20ページをご覧ください。

中段あたりの3事業の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う減額補正につきまして説明させていただきます。

10款5項社会教育費としてマイナス1,037万9千円の補正でございます。

内訳としまして、5項2目60事業の「生涯学習推進費補助金」としまして、神岡中央公民館所管の「秋田飴売り節全国大会」の補助金23万4千円、及び太田公民館所管の「秋田おはら節全国大会」の補助金72万9千円及び総合市民会館所管の「秋田おぼこ節全国大会」の補助金72万円、合計で168万3千円の減額補正でございます。

次に、5項5目16事業の「総合市民会館運営費」としまして558万3千円の減額補正でございます。

内訳としまして、協和公民館所管の「定期能公演」、「自衛隊コンサート」、総合市民会館所管の「地域住民のためのコンサート」、「NHK公開収録開催経費」の減額によるものでございます。

次に、5目17事業の「大仙市音楽祭開催経費」としまして311万3千円の減額補正でございます。

いずれの3事業におきまして、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業の中止及び延期により減額補正するものでございます。

以上、総合市民会館所管分につきまして、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○副委員長（戸嶋貴美子） 品川館長、ありがとうございました。説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○副委員長（戸嶋貴美子） ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

なお、討論・採決はこの後、健康福祉部と一括して行います。

ここで説明職員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

（ 休憩 午前11時45分 ）

（ 再開 午前11時48分 ）

○副委員長（戸嶋貴美子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案第116号を再び議題といたします。討論を行います。討論はございませんでしょうか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○副委員長（戸嶋貴美子） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

議案第116号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

○副委員長（戸嶋貴美子） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

つぎに、議案第118号を再び議題といたします。討論を行います。討論はございませんでしょうか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○副委員長（戸嶋貴美子） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

議案第118号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

○副委員長(戸嶋貴美子) ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、職員退出のため、一旦休憩といたします。

( 休憩 午前11時50分 )

( 再開 午前11時51分 )

○副委員長(戸嶋貴美子) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

つづきまして、所管事務に係る閉会中の継続審査及び調査に関する件についてお諮りいたします。

タブレットに掲載しております件につきましては、議長に対し、閉会中の継続審査及び調査の申し出をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

○副委員長(戸嶋貴美子) ご異議がないようですので、そのように決定いたします。

以上で、当委員会に審査付託となりました議案の審査は、終了いたしました。

なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、私、副委員長にご一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

○副委員長(戸嶋貴美子) ご異議なしと認め、そのように決しました。

この際、委員の皆様から何かございましたら、お願いいたします。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

これをもちまして、教育厚生常任委員会を閉会いたします。

大変お疲れ様でした。ご協力いただきまして、ありがとうございました。

( 閉 会 午前11時52分 )

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

令和3年 月 日

教育厚生常任委員会副委員長 戸嶋 貴美子